

介護予防支援業務の一部委託に係る指定居宅介護支援事業者について

資料1

1 新規受託事業者および受託可能件数

(平成29年2月6日現在)

	事業所の名称	所在地	新規受託可能件数(件/月)	備考
1	ニチイケアセンター函館桔梗	桔梗3丁目22番9号	0	
2	こうせいえん	桔梗町435番地28(特別養護老人ホーム幸成園内)	1	
3	旭ヶ岡の家	旭岡町76番地(在宅複合型施設ベレル旭ヶ岡の家内)	0	
4	あさひ	旭町4番12号(函館総合在宅ケアセンター内)	0	
5	ケアプランセンターこん	本町30番36号(今整形外科内)	2	
6	函館市社会福祉協議会	若松町33番6号(総合福祉センター3階)	0	
7	グランドサン亀田	石川町191番地4(介護老人保健施設グランドサン亀田内)	0	
8	元町	元町33番19号	0	
9	函館脳神経外科	神山1丁目4番12号		受託なし
10	ハッピードワン	桔梗3丁目41番10号	0	
11	百楽園	高丘町3番1号(特別養護老人ホーム百楽園内)	0	
12	スマイルはこだて	石川町331番地1(函館新都市病院内)	0	
13	共愛会病院	中島町7番21号	0	
14	あい	花園町36番11号	2	
15	函館あいの里	亀田中野町278番地34	5	
16	はあとふる日吉	日吉町4丁目7番81号(介護老人保健施設ロイヤルヒルズ日吉内)	0	
17	シンフォニー	中野町74番地1(特別養護老人ホームシンフォニー内)	0	
18	ステラ	柏木町15番2号	0	
19	ひなたぼっこ	西桔梗町783番地8	0	
20	すこやか	西旭岡町2丁目23番地9	0	
21	ケアサポートめぐみ	西桔梗町818番地10	2	
22	ニチイケアセンター松陰	松陰町16番4号	0	
23	恵山恵愛会	柏野町117番地 (恵山地区)	5	
24	函館市社会福祉協議会とどほっけ	新浜町188番地2 (楸法華地区)	0	
25	函館市社会福祉協議会みなみかやべ	川汲町1520番地南茅部支所内 (南茅部地区)	0	
26	西桔梗	西桔梗町735番地4	5	
27	友愛おぐら	亀田町17番2号	5	
28	介護プランセンターさわやか	富岡町2丁目22番24号	0	
29	函館はくあい園	吉川町3番16号	0	
30	ケアプランセンターこうじゅ	亀田町7番1号	0	
31	ジャパンケア函館昭和	昭和4丁目30番35号	0	
32	エルサーチ	的場町18番23号	0	
33	せせらぎ	駒場町5番2号	5	
34	ケアプランセンターおおた	高盛町5番6号	0	
35	ケアパートナー函館	日吉町3丁目21番14号		受託なし
36	のぞみ	東雲町15番16号	0	
37	ケアプランセンター空	深堀町18番8号	10	
38	ケアプランセンターくりの木	的場町6番23号	0	
39	ケアプランセンターあまりりす	湯川町2丁目15番3号		受託なし
40	フルールハピネスはこだて	谷地頭町8番27号	0	
41	あんじゅう	日乃出町22番36号 ピュアパレスⅢ205号室	0	
42	アースサポート函館	富岡町3丁目1番1号	0	
43	出逢い	富岡町1丁目9番4-1号	0	
44	ケアプランセンターたんぽぽ	富岡町1丁目52番7号	5	
45	サポートステーション友	日吉町3丁目5番15号	10	
46	ライフケアひな野	美原5丁目21番20号コーポM&YⅡB号室	0	
47	ライフアート	宮前町3番6号	10	
48	ケアプランセンター明日葉	堀川町22番3号	2	
49	おおむら	石川町125番地1	0	
50	白ゆり	美原2丁目50番2号	0	
51	五稜郭介護相談センター	本町35番1号	0	

(平成29年2月6日現在)

	事業所の名称	所在地	新規受託 可能件数 (件/月)	備考
52	テオーケアサービス	北浜町5番12号	2	
53	えくぼ	西桔梗町587番地18	0	
54	アニー	中道2丁目39番13号	0	
55	ケアプランセンターすみれ	的場町22番7号 ラ・マーレⅡ	0	
56	ケアプランセンターアリア	大森町17番12号	5	
57	ともしび	梁川町5番5号メゾンラフォーネ602号室	5	
58	野いちご	美原1丁目37番24号	5	
59	クローバー	上湯川町35番4号	0	
60	なでしこ	大縄町20番19号	0	
61	恵翔会在宅介護相談センター	元町29番4号	3	
62	らいふ	松陰町3番8号	3	
63	歩	桔梗3丁目35番8号	5	
64	グランジュライフケアプランセンター函館湯の川	湯川町1丁目13番3号	1	
65	ひだまり	高松町430番地12	10	
66	ever	昭和1丁目29番7号 昭和タウンプラザ内B棟A館2F	0	
67	ケアプランセンターほくおう桔梗	湯川3丁目12番5号	4	
68	アースサポート函館亀田港町	亀田港町43番18号	0	
69	ディアーズ	桔梗2丁目11番9号	0	
70	あんしんかいごプランニング	上野町19番2号	0	
71	ケアプランセンターくすのき	亀田港町59番19号大田ハイツⅡ101号	2	
72	ケアプランセンターそよかぜ桔梗	桔梗4丁目34番9号	20	
73	介護相談センター西堀	神山1丁目25番9号	0	
74	よしずみ	白鳥町16番1号	5	
75	輪	山の手1丁目6番15号	0	
76	函館在宅ケア	住吉町2番13号	0	
77	海	青柳町16番16号	2	
78	すず音	乃木町5番26号	10	
79	ケアプランセンターみずほ	美原2丁目23番17号	2	
80	みすず	宮前町3番20号サンデリアーナ1F	0	
81	ケアプランセンターりら	末広町11番4号ハウジングカネトウ1F	0	
82	笑福	鍛冶1丁目37番12号	10	
83	ライフ・プランネル	桔梗1丁目9番13号	3	
84	介護の相談丸山事務所	富岡町2丁目49番11号	20	
85	ケアプランセンターあおぞら	日吉町2丁目14番1号101	5	
86	ケアプランセンターなかま	宇賀浦町3番21号	0	
87	ジョイ桔梗	桔梗町557番地	3	
88	つむぎ	広野町1番8号	2	
89	いろは	美原5丁目45番6号メゾン・ド・フルール205号	0	
90	花みずぎ	東川町7番9号オフィスウシオ2F右	2	
91	ハーモニー	港町3丁目4番2号	1	
92	ケアプランセンターあおい	榎本町15番4号	5	
93	ケアプランセンターひより屋	千歳町11番6号	4	
94	ケアプランセンターマリン	柏木町8番39号ファミリー柏木201	0	
95	なないろ	亀田町17番34号	1	
96	サポートえん	西桔梗町587番地52	0	
97	ケアプランセンターぱるむ	日吉町4丁目9番15号ハッピーハイム日吉103	0	
98	ケアプランセンター富岡	富岡町2丁目47番15号	5	
99	ケアプランセンターるりえ	日吉町4丁目3番13号	2	
100	ケアプランセンターネーブル函館	中島町29番9号	10	
101	ケアプランセンターあんしん松風	松風町18番14号	2	
102	ケアプランセンターおれんじ	松風町39番10号和エビル102	5	平成28年12月1日から受託
103	ケアプランセンター平和の森	亀田中野町349番地1	20	平成29年1月1日から受託
104	介護ゆったり	陣川町110番地103	1	平成29年2月1日から受託
			254	

※ 新規受託可能件数合計

平成27年10月14日現在:210件, 平成28年1月13日現在:186件, 平成28年7月11日現在:169件, 平成28年11月8日現在:221人

# 介護予防支援の一部を委託できる居宅介護支援事業者の選定承認について

(取扱いの変更)

## 1 取扱変更の趣旨

- 介護予防支援事業所である地域包括支援センターは、介護予防支援業務（要支援認定者のケアプラン作成等）の一部を居宅介護支援事業者に委託することができるものとされており、この委託にあたっては、中立性・公正性を確保する観点から、地域包括支援センター運営協議会の承認を受けることとしている。

※ 平成29年4月から、新しい総合事業における「介護予防ケアマネジメント」の一部委託も開始

### 函館市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（抜粋）

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ウ センターが指定介護予防支援の一部を委託できる指定居宅介護支援事業者の選定および変更

- 本市においては、新規に指定した居宅介護支援事業者に対して、あらかじめ、介護予防支援業務の一部委託の受託意向確認を行い、当該事業者からの届出の際、『都道府県知事が実施する研修を受講するなど介護予防支援業務に関する必要な知識および能力を有する介護支援専門員が従事する事業者』であることを確認し、受託可能な事業者としたうえで、函館市地域包括支援センター運営協議会の（事後）承認を得てきた。
- こうした中で、事業者の選定について、運営協議会の承認を得ることの趣旨や、受託事業者の一覧表で諮っている現状で中立性・公正性が確保されるものかどうかについて検討した。
- 運営協議会が「承認」するうえでの着眼点は、下記のとおりと判断される。
  - ・公正で中立性の高い事業運営を行う地域包括支援センターが、介護予防支援業務を一部委託する居宅介護支援事業者を選定するにあたって、
    - ① 一部委託する事業者に、介護予防支援に関する知識・能力のある介護支援専門員が従事しているかどうか（＝支障なく介護予防支援ができるかどうか）
    - ② 一部委託する事業者の適切な選定がなされているか（＝特定の事業者のみを選定してはいないか、委託件数に大きな偏りがいないか）
- 着眼点を上記の2点とすると、①の要件は、これまでも市が、受講が必要な研修等を定め、従事職員の研修修了証の提出等により確認したうえで、受託可能な事業者としているところである。また、現在、事業者の選定は事後承認としているのが実態であるが、事業者ごとに届出を受けた時点で運営協議会に諮ることは現実的ではないと考えている。
- 一方で、②の要件については、運営協議会において「中立性・公正性」の観点に照らして、承認ではなく、妥当かどうか意見をいただくことが望ましいと考えている。

## 2 運営協議会設置要綱の改正

- 以上について、運営協議会の了解が得られれば、本年4月1日付けで運営協議会設置要綱の第2条第1号ウを削除し、本件を協議事項として取り扱うこととしたい。